

登園許可書

組 氏名

平成 年 月 日生

上記の者は、下記○印学校感染症が軽快し、かつ学校保険安定法の基準により、感染症の
予防上、支障が無いと認めて、 月 日より、登園を許可します。

(但し、下記の基準に達した場合でも、園児の健康状態を総合的に観察し、医師の判断によ
り登園を延期することができる。)

年 月 日 医療所名

医師氏名

印

あさひ幼稚園 園長殿

記

病名	出席停止期間の基準
麻疹 (はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
水痘 (水ぼうそう)	ほとんどの発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日せき	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	園医、その他の医師の判断による
* インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで(当園では登園許可書はいりません。)